

兵庫県高度地区一覧表 No.2 (詳細は、各市町の告示等を参照)

2018年4月1日  
株式会社 兵庫確認検査機構

	第1種高度地区	第2種高度地区	第3種高度地区	第4種高度地区	第5種高度地区	第6種高度地区
芦屋市	真北 1低専・2低専に指定 	真北 1中高・2中高に指定 	真北 R2, R43沿道沿いの1住居に指定 	真北 近商の日照確保に指定 		
尼崎市	真北 1低専に指定 	真北 1中高・2中高に指定 敷地面積1000㎡以上は24m (第2種18m高度地区は除く) 	真北 1住居・2住居に指定(容積率300%除く) 	真北 国道2号沿道の防火地域に指定 高さの最低限度 7m以上 	真北 住工共存型特別工業地区に指定 	
伊丹市	真北 1低専・2低専(100/50)に指定 	真北 2低専(150/60)は絶対高さ12m 	真北 			
宝塚市	真北 1低専・2低専は絶対高さ10m 	真北 	真北 	真北 	真北 	真北 
川西市	真北 					
三田市	真北 	真北 	真北 			
西宮市	真北 1低専は絶対高さ10m 2低専は絶対高さ12m 	真北 	真北 	真北 	真北 	真北 
	第7種高度地区 真北・隣地 	第8種高度地区 真北・隣地 	第9種高度地区 真北・隣地 	第10種高度地区 高さの最低限度 11m この間の建物は7m以上必要 第10種高度地区は同時に第5種、第7種～第9種の高度地区指定あり。(敷高限度指定がある) 	第3種・第4種高度地区の緩和できる空間 ○18mの高さまで 敷地面積1,000㎡以上 外壁後退距離2.0m以上 ○20mの高さまで 敷地面積2,000㎡以上 外壁後退距離3.0m以上 第5種高度地区の緩和できる空間 ○24mの高さまで 敷地面積1,000㎡以上 外壁後退距離3.0m以上 ○30mの高さまで 敷地面積2,000㎡以上 外壁後退距離5.0m以上	第7種高度地区の緩和できる空間 敷地面積1,000㎡以上 外壁後退距離1.0m以上 第8種・第9種高度地区の緩和できる空間 敷地面積1,000㎡以上